

第22期第11回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和5年1月24日（火） 13：30～15：30

II 場 所：相馬会場（主会場） 相馬双葉漁業協同組合2階中会議室
（相馬市尾浜字追川196）
いわき会場（副会場） 福島県水産会館 1階研修室
（いわき市中央台飯野4丁目3-1）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

（1）議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））
- 議案第2号 福島海区漁場計画の案について（諮問）
- 議案第3号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）
- 議案第4号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について（諮問・答申）
- 議案第5号 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
- 議案第6号 すくい網漁業に関する委員会指示について
- 議案第7号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について
- 議案第8号 いかつり漁業に関する委員会指示について
- 議案第9号 公聴会の開催について（福島海区漁場計画関係）

（2）報告事項

- ア 漁業権に係る資源管理状況等について
- イ 漁業生産力の発展に関する計画について
- ウ 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について
- エ 第38回太平洋広域漁業調整委員会、第30回太平洋北部会の結果

について

オ 宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委員(14名)

(1) 出席者 14名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員
狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員
森田 政利 委員 山下 博行 委員 渡邊 登 委員
吉田 康男 委員 川邊 みどり 委員 (WEB参加)
久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)
宮下 朋子 委員 (WEB参加)

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長(併)海区事務局長	石田 敏則
水産課主任主査	成田 薫
〃	佐藤 太津真
水産事務所長	山廻邊 昭文
水産事務所次長(業務) 兼漁業振興課長	渋谷 武久
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター 放射能研究部長	渡辺 透
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹(業務担当)	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 湧樹
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）

事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第11回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
---------------	--

2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中、第11回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 新型コロナの感染が拡大していることから、今回は相馬といわきの二つの会場とし、川邊委員、渡邊委員、宮下委員にはリモートで御参加をいただいております。皆様には御協力いただきありがとうございます。 さて、本日は、知事部局からの諮問等5議題、委員会指示が3議題、公聴会の開催が1議題の計9議題と報告事項が5議題予定されております。大変多くの議題ではございますが、十分に御協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は14名全員の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が5名の御出席、また、川邊委員と渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
---------------	--

4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、議事録署名人には、山下委員、久保木委員を指名いたします。 両委員には、よろしくお願いいたします。
両委員	（「はい」）

5 議題

事務局 (根本主幹)	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条
---------------	--

	第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。
--	--

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））

議 長	それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
石田課長	議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。 資料5ページをお開きください。 令和4年12月27日付け4生流第3406号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
成田主任主査	はい、議長。 水産課成田です。 議案第1号の内容について御説明いたします。 資料7ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 特定水産資源のうち、くろまぐろについて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5管理年度における都道府県別の漁獲可能量について、農林水産大臣から知事に対し配分の通知がありました。 これを受け、知事は、福島県資源管理方針に即して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。 資料8ページをお開きください。 くろまぐろに関する令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和4年12月13日付け4水管第2918号で農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。 資料中程の表を御覧ください。 農林水産大臣が定めた、くろまぐろに関する本県の令和5管理

年度の都道府県別漁獲可能量です。

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）ごとに、表の右の欄に都道府県別漁獲可能量の当初配分数量が記載されております。

なお、くろまぐろ（小型魚）とは、くろまぐろのうち30キログラム未満のものをいい、くろまぐろ（大型魚）とは、くろまぐろのうち30キログラム以上のものをいいます。

本県に配分された都道府県別漁獲可能量について、表を見ながら確認いたします。

まず、表の中段の「くろまぐろ（小型魚）」の部分を御覧ください。

くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量の当初配分は、右側の欄にあるとおり、本年の当初配分と同様「11.7トン」と定められました。

次に、表の下段の「くろまぐろ（大型魚）」の部分を御覧ください。

くろまぐろ（大型魚）の都道府県別漁獲可能量も、本年の当初配分と同様「1.0トン」と定められました。

資料7ページにお戻りください。

4の策定の内容を御覧ください。

先ほど御説明しました農林水産大臣から配分された数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。

まず、表の上から2段目、「くろまぐろ（小型魚）」の欄を御覧ください。

本県に配分された都道府県別漁獲可能量「11.7トン」の全量を、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分いたします。

次に、表の下段、「くろまぐろ（大型魚）」の欄を御覧ください。

本県に配分された都道府県別漁獲可能量「1.0トン」の全量を、福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分いたします。

なお、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業、福島県くろまぐろ（大型魚）漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、くろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

これらは、本県に住所がある者がくろまぐろを採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕

	する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。 これを踏まえ、県報において告示する案を資料 6 ページにお示ししております。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和 4 年 1 2 月 2 7 日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、異議なしで答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、WEB で御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第 2 号 福島海区漁場計画の案について（諮問）	
議 長	それでは、議案第 2 号「福島海区漁場計画の案について（諮問）」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いいたします。
石田課長	議案第 2 号 福島海区漁場計画の案について御説明いたします。 資料 1 1 ページをお開きください。 令和 5 年 1 月 1 2 日付け 4 生流第 3 6 7 9 号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
成田主任 主査	はい、議長。 水産課成田です。 説明に入る前に、資料の修正をお願いします。 資料 4 7 ページをお開きください。 資料の下から 4 行目を御覧ください。 5、その下に 6 と番号を振っておりますが、番号がずれており

ますので、5を4に、6を5に修正をお願いします。

それでは議案第2号の内容について説明に入ります。

1の概要を御覧ください。

今回の諮問は、漁業権の免許の切替に関するものです。

現在免許している海面の区画漁業権及び共同漁業権は、令和5年8月31日をもって、その存続期間が満了します。

知事は、漁業法の規定に基づき、令和5年9月1日以降の漁業権の内容となる福島海区漁場計画を定めることとなりますが、今般、その案を作成しましたので、貴委員会の意見を求めるものです。

なお、本件に係る説明において、「福島海区漁場計画」を「漁場計画」と省略して御説明します。

漁場計画の内容に入る前に、これまでの経過について御説明します。

資料48ページをお開きください。

漁業権切替に係る事務の流れをお示ししております。

今回の諮問は上から3つ目の四角、太枠で囲んでいる箇所です。

漁場計画を作成するため、これまで、一番上の四角の「調査」、具体的には、現在漁業権を有する漁業協同組合への要望調査や現地でのヒアリングを行ってまいりました。

調査の次は、上から2つ目の四角「立案」の段階に移りまして、調査で得られた結果を踏まえ、令和5年9月以降の漁業権の内容となる漁場計画の素案を作成し、前回の委員会、令和4年10月25日に開催されました第22期第10回福島海区漁業調整委員会において、その概要を御報告したところです。

その後、作成した漁場計画の素案について、漁業法の規定に基づき、利害関係人の意見聴取を実施しました。

また、漁場計画の作成に係る国の技術的助言に基づき、関係機関への協議及び照会を実施しました。

今回お諮りする漁場計画の案は、これらの手続を経て作成したものとなっております。

次に、立案の段階で実施した、利害関係人の意見聴取、関係機関への協議及び照会の結果について御報告します。

資料47ページにお戻りください。

資料中程、3の内容を御覧ください。

上から2行目、米印(※)の部分を御覧ください。

令和4年11月21日から12月20日までの1か月間、漁業法第64条第1項の規定に基づき、漁場計画の素案に関する利害関係人の意見を聴くため、水産課ホームページでの意見聴取と現在漁業権の免許をしている漁業協同組合に対する意見聴取を行いました。

その結果、漁場計画の素案に対する意見は提出されませんでした。

また、令和4年4月14日付け4水管第57号で水産庁長官から技術的助言として通知がありました「海区漁場計画の作成等について」に基づき、福島海上保安部や県の関係課に対し、協議及び照会を行いました。

その結果、漁場計画の素案に対する意見はありませんでした。これらの結果を踏まえ、県では、素案の内容のとおり漁場計画の案を作成することといたしましたが、3の(1)と(2)に記載しているとおり、素案において修正を要する箇所がありました。

(1)を御覧ください。

(1)は、漁場計画の案の項目を、漁業法及び国の技術的助言にあわせて修正するものです。

表を御覧ください。

右側が修正前で、漁場計画の素案として公表していたもので、左側が、案の作成にあたり修正したものです。下線が修正箇所となっております。

素案として公表した際には、右側の修正前にあるとおり「漁業の種類、名称及び時期」としておりましたが、左側のとおり「漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期」といたします。

また、漁場計画の素案において、「漁業の時期」としていたものを、「漁業時期」といたします。

次に、(2)を御覧ください。

(2)は、地名の表記を修正するものです。

資料39ページをお開きください。

南相馬市原町区及び同市鹿島区地先を漁場とする共第21号の漁場計画の案です。

ページの下の方、7の条件の下から2行目を御覧ください。

素案として公表した際には、「同市鹿島区鳥地先」としており

	ましたが、実際の住所表記に改め、「同市鹿島区烏崎地先」といたします。 この修正は、地名の表記を改めるもので、条件の内容が変わるものではありません。 これらを修正した上で、漁場計画の案として作成したものが、資料１２ページから４６ページにお示ししたものです。 最後に、今後のスケジュールについて御説明します。 資料４８ページをお開きください。 改めての確認になりますが、今回の諮問は、上から３つ目の四角の部分です。 この後、貴委員会において上から４つ目の四角「公聴会」を開催していただき、公聴会の結果を踏まえ貴委員会から答申を受けた後、令和５年５月頃、漁場計画を決定し、福島県報において漁場計画を公示することとしております。 ４８ページの下側、免許事務の２重線で囲まれた部分を御覧ください。 漁場計画を公示しましたら、申請を受け付けます。申請期間は、漁場計画の公示の日から６月下旬までを予定しております。 申請がありましたら、免許事務の上から２つ目の四角、免許についての適格性などの必要な審査を行い、上から３つ目の四角、免許をする者を決定するため、貴委員会へ諮問を行います。 その後、答申を受けましたら、令和５年９月１日に免許をすることとなります。 なお、この後、漁場計画の決定、公示までに、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	それでは、質問等がないようですので、この諮問につきましては、公聴会の結果を踏まえ、次回の委員会で検討の上、答申することにいたします。
議案第３号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）	
議 長	それでは、議案第３号「潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）」

	を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
石田課長	議案第3号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件について御説明いたします。 資料49ページをお開きください。 令和5年1月11日付け4生流第3656号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
成田主任 主査	はい、議長。 水産課成田です。 議案第3号の内容について御説明いたします。 資料52ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問は、知事許可漁業のうち潜水器漁業について、知事が許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。 なお、本件に係る説明において、「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。 資料中程、3の制限措置等及び許可の基準の必要性を御覧ください。 現在許可している潜水器漁業の許可の有効期間は、令和5年4月30日までとなっております。 今般、許可の有効期間が満了することから、令和5年5月1日以降の許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。 また、制限措置で公示した許可等をすべき漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。 下の表を御覧ください。 表の左側の欄に記載しているものは、許可等をするに当たり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。 知事は、許可等をするときは、制限措置として5つの項目、表に記載している漁業種類、許可等をすべき漁業者の数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格について定めることとされております。 あわせて、許可等を申請すべき期間を定め、制限措置とともに公示することとされております。 さらに、項目の2つ目の許可等をすべき漁業者の数を超える申

請があった場合に、許可等をする者を決定するための基準を定めることとされております。

それぞれの項目について、表の右側を御覧いただきながら、その内容を御説明いたします。

項目の一番上「漁業種類」については、表の右側「潜水器漁業」といたします。

次に「許可等をすべき漁業者の数」については、「30人」といたします。

この数の設定について、表の欄外、52ページの一番下の米印(※)を御覧ください。

許可等をすべき漁業者の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては、本格的な操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。

表にお戻りください。

項目の上から3番目「操業区域」とその下の「漁業時期」については、「潜水器漁業の許可等に関する取扱方針」のとおりいたします。

具体的な内容は、資料50ページをお開きください。

こちらは、県報において告示する案ですが、こちらを御覧いただき御説明します。

資料中程の第1の3操業区域と4漁業時期を御覧ください。

まず、3の操業区域については、漁業権者の同意があった第1種共同漁業権漁場といたします。

次に、4の漁業時期ですが、採捕する水産動植物により変わります。

まず、4の(1)を御覧ください。

(1)は、あわび、ほっきがい、うにを採捕する場合です。

これらの水産動物は、福島県漁業調整規則第40条第1項において採捕してはならない期間を定めておりますので、許可を受け漁業を営むことのできる期間は、規則に定める禁止期間外であって、操業区域である第1種共同漁業権漁場の漁業権者が同意した期間内といたします。

4の(2)を御覧ください。

(2)は、あわび、ほっきがい、うに以外の水産動植物を採捕する場合です。

この場合の漁業時期は、操業区域である第1種共同漁業権漁場の漁業権者が同意した期間内といたします。

以上が、制限措置の内容です。

52ページをお開きいただき、4の表を御覧ください。

	表の下から３番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設けます。 「許可の有効期間」については、福島県漁業調整規則第１５条第１項の規定に基づき３年とし、令和５年５月１日から令和８年４月３０日までとなります。 最後に表の一番下、「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に潜水器漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。 これを踏まえ、県報において告示する案を資料５０ページにお示ししております。 また、許可の基準を５１ページにお示ししております。 資料５３ページをお開きください。 今後の予定について御説明します。 今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、意見の聴取を実施しております。 この意見聴取を踏まえ、内容の変更が必要となった場合には、改めて貴委員会の意見を求めることといたします。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	御説明いただきありがとうございます。教えていただきたいのですが、潜水器漁業はどの地区で、どのようなものを採っている漁業になるのでしょうか。
成 田 主 任 主 査	はい、議長。 水産課成田です。 御質問のありました潜水器漁業とは、スキューバ等の器材を使って潜水し、漁獲を行う漁業です。知事許可漁業であり、現在の状況としましては、相双地区の漁業者に許可を出しております。震災前の状況ですと相双地区ではなまこを漁獲しておりました。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和５年１月１１日付けで知事から諮問のありました「潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛

	成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第4号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について（諮問・答申）	
議 長	それでは、議案第4号「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）について（諮問・答申）」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
石田課長	議案第4号 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について御説明いたします。 資料54ページをお開きください。 令和5年1月10日付け4生流第3477号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくをお願いします。
佐藤主任主査	はい、議長。 水産課の佐藤です。 議案第4号の内容について御説明いたします。 資料55ページをお開きください。 1の計画策定の目的を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 国は、「沿岸漁場整備開発法」第6条に基づき、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定め、その方針の中で水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標、技術開発に関する事項などを定めることとなっております。 また、都道府県知事は、同法第7条の2により国の定める基本方針と調和を図りながら基本計画を定めることができます。 現在の福島県の漁業は、試験操業を経て本格的な操業へと取り組む段階にあります。 そして、県では令和3年12月に策定した福島県農林水産業振興計画（令和4～12年度）において、水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業の実現」を目指すこととしており、その実現には栽培漁業による沿岸資源の維持及び増大が不可欠です。 国は、令和4年7月1日に新たな第8次の基本方針を公表しました。 一方で、県の基本計画は、平成29年に策定されましたが、国の基本方針の策定を受け、今回、県でも計画を策定することとなった次第です。

計画の策定に当たっては、同法第7条の2により、貴委員会の意見を聴かなければならないため、ここに諮問するものです。

2の基本計画の主要事項を御覧ください。

県の基本計画（案）の主要な項目を示しました。

今回の基本計画（案）では国の基本方針及び県の上位計画である福島県農林水産業振興計画との調和を図り、

（1）「ふくしま型漁業」の実現のために、相馬市に整備された水産資源研究所において、震災前と同等の生産が可能となるよう生産体制の再構築を図り、効果的かつ効率的な栽培漁業による資源の持続的利用の推進及び水産種苗の安定的な生産・供給体制の確立を図ることとしております。

（2）放流種苗が他道県の海域まで回遊する広域種、例えばヒラメなどですが、これらについては、国、関係機関又は団体との連携のもと、効率的な種苗生産及び放流体制の強化に努めることとしております。

（3）栽培漁業を推進する水産動物と目標を整理しました。ウニの種苗生産については当面休止とし、種苗生産の再開については、水産資源研究所における生産体制の再構築の後に状況に応じて検討することとしております。

（4）栽培漁業対象種の課題と取組について、今回の計画（案）では、栽培漁業を推進する魚種について、地先種であるアワビ、広域種であるヒラメ、希少種であるホシガレイ、栽培漁業研究対象種に分け、それぞれの特性に応じた課題を抽出し、明記して効果的に取り組むこととしております。

資料56ページをお開きください。

資料56ページからが今回策定する県の基本計画の案になります。

さらに進んでいただいて、資料60ページをお開きください。

5の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項の（1）技術開発水準の到達すべき段階のA 栽培漁業推進対象種の表を御覧ください。

アワビ及びヒラメはすでに事業化されており、技術開発段階は事業化実施期のFとなっております。

ホシガレイにつきましては、種苗の大量生産・大量放流を実施するなど一定の成果は得られましたが、令和3年度時点での技術開発段階はCの放流技術開発期となっております。

今回の計画において、種苗を安定して生産する技術と効果的な放流技術を開発することとしています。

そして、令和3年度での技術開発段階がCの放流技術開発期であったものを、令和8年度にはEの事業化実証期へと進めることとしております。

続いて下にありますイ 栽培漁業研究対象種の表を御覧くだ

	さい。 研究対象種につきましては、資源状況等を勘案して対象種を選定し、令和8年度にはCの放流技術開発期へと進めることとしております。 今回、資料56ページから63ページに示しました基本計画の(案)について、貴委員会の意見を求めるものです。 よろしく御審議願います。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	御説明いただきありがとうございます。教えていただきたいのですが、どのような理由でうにの種苗生産を当面休止しているのですか。
佐藤主任 主査	はい、議長。 水産課の佐藤です。 震災後に一部の漁場でうにの大幅な減少が確認されております。このことから、それらの漁場における種苗放流の有効性を検討するために、他の漁場で駆除したうにの移植等を行うことで、漁業者の取組みを支援し、しばらくは様子を見たいと考えております。
川邊委員	ありがとうございます。他の漁場から移して、それを再生産できるようにするかどうかしばらく様子を見るため、種苗は作らないという理解でよろしかったでしょうか。
佐藤主任 主査	はい、そのとおりです。
川邊委員	はい、ありがとうございます。
議 長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和5年1月10日付けで知事から諮問のありました「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第5号 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）	
議 長	それでは、議案第5号「潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）」を議題といたします。 知事から協議されておりますので、詳細については知事部局か

	ら説明をお願いします。
石田課長	議案第5号 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について御説明いたします。 資料77ページをお開きください。 令和5年1月11日付け4生流第3657号で、知事から貴委員会へ協議しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
成田主任 主査	はい、議長。 水産課成田です。 議案第5号の内容について御説明いたします。 資料82ページをお開きください。 1の改正の趣旨を御覧ください。 今回の改正は、取扱方針で引用している根拠規定の条項との文言や取扱方針における表現の統一、また、不要な項目番号を削除するもので、取扱方針の内容を変更するものではありません。 改正の内容について、新旧対照表の案を御覧いただきながら御説明いたします。 資料78ページをお開きください。 表の左側が改正案、中央が現行の取扱方針、右側が備考として改正理由を記載しており、下線の箇所が改正する部分となっております。 まず、資料の中程、第2の(3)です。 先ほど、議案第3号で御説明しました許可等の制限措置のうち漁業時期について定めている部分です。 第2の(3)のアでは、福島県漁業調整規則第40条第1項で定める水産動物の漁業時期を定めておりますが、現行取扱方針では「水産動植物」と規則と異なる文言となっていることから、規則と整合させるため、「水産動植物」を「水産動物」と改めます。 資料82ページに福島県漁業調整規則を抜粋したものを記載しておりますので、後ほど御参照ください。 次に、第2の(3)のイですが、こちらは、アの表現と統一するため、「水産動植物にあつては」を「水産動植物を採捕する場合は」に改めます。 最後に、資料の下側、第4の許可等をしない場合についてです。 現行の取扱方針において、許可等をしない場合として定めているものは1つですが、複数あると読める規定になっていることから、「次の各号の一に該当するときは」を「次に該当するときは」に改め、項目番号の(1)を削除します。 これを踏まえ、改正後の取扱方針案の全文を資料80ページから81ページにお示ししております。 なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場

	合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和５年１月１１日付けで知事から協議のありました「潜水器漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は、「異議なし」で回答することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で回答することに決定されました。

議案第６号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議 長	それでは、議案第６号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を議題とします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本主幹)	議案第６号 すくい網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。 資料は、８３ページからになります。 この指示は、「すくい網漁業」によるオキアミやイカナゴの操業を制限するもので、昭和５４年に初めて発動されております。 この漁業は、海面近くに形成されたオキアミやイカナゴの群れを網ですくい上げて漁獲するもので、宮城県、岩手県では知事許可漁業となっておりますが、本県では行われていない漁業です。 ８４ページを御覧ください。 指示発動の経過等について、御説明いたします。 昭和５２年、５３年の春に本県沖にオキアミ漁場が形成され、この対応として「おきあみひき網漁業」の知事許可移行が提案され、小委員会による検討を経て、５３年に「おきあみひき網漁業」については知事許可漁業に、「おきあみすくい網漁業」については委員会による承認漁業となった経緯があります。 また、指示発動の理由は、中程に示しておりますが、「自由漁業のままでは、漁業秩序が維持できない。委員会指示発動によって、仙台湾入会協議の進捗が期待できる。」といった背景もございました。 指示内容の推移ですが、中程の表を御覧ください。 対象船舶に関しては、平成６年に１５トン未満に、操業期間に

	については、平成2年に、イカナゴが「3月1日から3月31日まで」に、オキアミが「3月1日から5月31日まで」に変更し、以降は同じ内容でございます。 操業海域については、オキアミは、小型機船底びき網禁止線以深であり、当初から変更はありませんが、イカナゴについては昭和58年に、県外船は小型機船底びき網禁止線以深で、新田川河口以北、県内船は小型機船底びき網禁止線以深で、富岡川河口以北に制限しております。 これまでの承認状況は、県外船については、宮城県船を対象に26隻の枠を設け、平成10年以降9隻を承認しておりましたが、平成24年以降は承認実績がありません。 84ページ下の方に指示の継続理由をお示ししております。 「すくい網漁業」は、海況次第では、本県沖に漁場が形成される可能性があること、また、宮城県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由がないことから、引き続き委員会指示の発動が必要と思われます。 一番下を御覧ください。 承認枠につきましては、従来同様、県内船には枠を設けず、県外船には宮城県船の26隻としております。 83ページを御覧ください。 指示の内容について概要を御説明します。 操業の承認について、おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければなりません。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶はこの限りではありません。 対象漁船は総トン数15トン未満です。 操業期間は、おきあみは令和5年3月1日から同年5月31日まで、いかなごは令和5年3月1日から3月31日までです。 制限又は条件のうち操業禁止区域は、オキアミは小型機船底びき網禁止線より西側の海域、イカナゴについては小型機船底びき網禁止線よりも西側側を禁止、また、沖側については、県外船は新田川河口よりも南の海域、県内船は富岡川河口よりも南の海域を操業禁止としております。 指示の有効期間は令和5年3月1日から令和6年2月29日までです。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

各委員	(「はい」 との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第 6 号「すくい網漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり発動することに決定されました。

議案第 7 号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議 長	それでは、議案第 7 号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を議題とします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本主幹)	議案第 7 号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。 資料は、85 ページからになります。 この指示は、イカナゴの稚魚であるコウナゴを漁獲対象とする「こうなご電気棒受網漁業」の操業期間、操業区域等について制限するものです。「すくい網漁業」と同様に昭和 54 年に初めて発動されました。この漁業は、全長 5 センチメートル程度のコウナゴを、光に集まる性質を利用して、夜間、集魚灯を用いて水面近くに集め、棒受け網ですくって漁獲するものです。宮城県、岩手県では、通称「ランプ網」と呼ばれる「火光利用敷網漁業」として知事許可漁業となっております。 86 ページを御覧ください。 指示発動までの経過等について御説明いたします。昭和 53 年に、岩手県から、いかつり船の操業不振対策として、本県海域での電気棒受網の入会操業の申し入れがありました。委員会では、この申し入れを了承しましたが、岩手県船の協定違反等によるトラブルが発生したことから、翌年からは承認漁業として取り扱うことが委員会で決定されました。指示発動の理由としては、本漁業は、岩手・宮城両県では、知事許可の重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するものです。指示内容等の推移については、中程の表にありますが、対象船舶は、平成 6 年以降、県内及び県外船とも 15 トン未満に統一し、操業期間は、平成 2 年以降、同年 4 月 1 日から同月 30 日までに短縮し、操業海域は、昭和 62 年以降、県内船が夏井川以北、県外船が夏井川以北でかつ小型機船底曳き網禁止線以深に制限しております。

	その下表にある承認枠については、岩手県に昭和54年当時18隻を設けておりましたが、承認実績隻数の減少とともに削減を行い、平成4年以降には2隻となっております。承認実績は平成14年以降、皆無となっております。なお、宮城県に対しては、当初から承認枠の設定は行っておりません。また、県内船については、過去に操業したこともあったようですが定着せず、近年における県内船の承認実績ありません。本漁業は、岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした主要漁業で、制度上も知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はないことから、継続して委員会指示の発動が必要と考えます。 一番下を御覧ください。 承認枠については、県内船につきましては、従来同様枠を設けず、県外船につきましては、平成4年以降同様に、岩手県の2隻とし、指示の内容は85ページのとおりです。 85ページを御覧ください。 指示の内容について概要を御説明します。 操業の承認について、こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなりません。 対象漁船は総トン数15トン未満です。 操業期間は、令和5年4月1日から同月30日までです。 制限又は条件のうち操業禁止区域は、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域、県外船舶にあっては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網禁止線より西側の海域を禁止区域とします。 指示の有効期間は令和5年3月1日から令和6年2月29日までです。 以上で、説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	御説明ありがとうございます。こうなご電気棒受網漁業というのは、宮城県で盛んに行われているのは分かったのですが、福島県の漁業者もやっているのでしょうか。
事務局 (根本主幹)	福島県では行っている漁業者はいない漁業になります。
川邊委員	分かりました。 トラブルを防ぐために委員会指示を出しているということでしょうか。
事務局 (根本主幹)	はい、そのとおりです。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。

各委員	(「はい」 との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第 7 号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第 7 号は原案どおり発動することに決定されました。

議案第 8 号 いかつり漁業に関する委員会指示について

議 長	それでは、議案第 8 号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を議題とします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本主幹)	議案第 8 号 いか釣り漁業に関する委員会指示について御説明いたします。 資料は、87 ページからになります。 始めに資料の訂正をお願いいたします。87 ページの上から 4 行目に令和 4 年と書いてありますが、4 の部分を削除お願いいたします。 88 ページを御覧ください。 指示発動の経過について説明いたします。昭和 51 年 2 月の海区全員協議会におきまして、水産試験場の調査結果から、本県沖合にスルメイカの漁場形成の可能性があること、相馬原釜の底びき網船から、裏作として新規着業の意向があったことから、承認制導入の要望がありました。さらに、当時、茨城県、宮城県が承認制としたこと、また、底びき網船との競合等を調整する必要があることから、昭和 51 年 7 月に、初めて委員会指示が発動されました。 その後、指示の内容につきましては、表に示したとおり、対象船舶、操業期間、操業区域、承認枠等に関して適宜調整がなされ、平成 20 年以降、現在の形に落ち着いています。 次に、資料の 89 ページを御覧ください。 平成 18 年以降の道県別の承認枠、承認実績、操業実績を示しております。県外船の承認実績は、平成 18 年の 67 隻から徐々に減少しております。震災後は大きく減少しておりましたが、令和 4 年度は 20 隻まで増えております。また、県内船の承認実績は、平成 22 年の 23 隻から、震災後はゼロとなっておりましたが、令和 4 年度は漁協無所属船から申請があり、4 隻を承認しております。なお、操業実績は、震災後から令和 3 年度まではございません。令和 4 年度については、2 月以降に実績が届く予定です。

	震災後の操業実績はありませんが、漁場が形成されれば操業が行われる可能性があり、浅海域のさし網等への物理的被害防止等のために、従来同様、委員会指示の発動が必要と考えます。 承認隻数の枠につきましては、以降同様に、表の一番下に示しましたとおり、県内船には枠を設けず、県外船には150隻の枠とすることを御提案いたします。 なお、参考まで90ページに本県のいかつり漁業による水揚げ実績を載せております。 委員会指示の案につきましては、資料87ページのとおりです。87ページを御覧ください。 指示の内容について概要を御説明します。 操業の承認について、いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、使用する船舶毎に福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなりません。ただし、手釣り又は竿釣りに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りではありません。 承認の対象漁船は、総トン数30トン未満とします。 操業期間は、令和5年6月1日から令和6年1月31日までです。 制限又は条件の内、操業の禁止区域は、富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県海域を禁止区域とします。 指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までです。 以上で、説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	御説明ありがとうございます。昭和51年の指示発動のきっかけが底びき網船の裏作というのは分かったのですが、今の福島県のいかつり漁業というのは、どこの地区でどのような方がやっているのでしょうか。
事務局 (根本主幹)	現在ですと、いかつり漁業の実績はございません。いわき地区の漁協無所属の方が申請はされていますが、実績としては上がってきておりません。 いかつり漁業につきましては、震災前は、本県所属の船が数隻承認を受けて操業した実績がありますが、近年では操業の実績が無いという状況が続いております。
川邊委員	そうなのですね。分かりました。ありがとうございます。
議 長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)

議 長	それでは、採決いたします。 議案第 8 号「いかつり漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第 8 号は原案どおり発動することに決定されました。

議案第 9 号 公聴会の開催について（福島海区漁場計画関係）

議 長	それでは、議案第 9 号「公聴会の開催について（福島海区漁場計画関係）」を議題とします。 詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本主幹)	議案第 9 号公聴会の開催について御説明いたします。 資料の 9 1 ページをお開きください。 議案第 2 号で「福島海区漁場計画の案について」諮問がありましたが、これに対する答申を行うためには、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くこととなっておりますので、資料にお示しのとおり公聴会の開催を御提案するものです。 資料の 9 5 ページをお開きください。 始めに関係法令について御説明いたします。 中段を御覧ください。漁業法第 6 2 条第 1 項で、知事は 5 年ごとに海区漁場計画を定めることとなっております。 9 6 ページをお開きください。 下段に海区漁場計画の作成の手順が記載されております。太字の箇所になりますが、漁業法第 6 4 条第 4 項で、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないとされております。 また、9 7 ページを御覧ください。 第 5 項で海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人の意見を聴かなければならないと定められています。公聴会の開催手続につきましては、資料 9 8 ページにお示しの漁業法に基づく公聴会に関する手続規程でその概要が定められております。 資料の 9 2 ページをお開きください。 これは、ただ今の手続規程に従って作成いたしました公聴会の開催要領案でございます。 まず、1 の根拠法令等は先ほど御説明したとおりでございます。2 の主宰者は今野会長となります。3 の期日及び場所等ですが、従来同様いわき会場と相双会場の 2 か所で開催する案でござ

	います。いわき会場が2月28日午後1時30分から福島県いわき合同庁舎4階大会議室、相双会場が3月7日午後1時30分から福島県水産資源研究所3階会議室としております。 意見を聴こうとする案件については、漁業法第62条の規定により福島県知事が作成した福島海区漁場計画（案）についてでございます。 いわき会場ではいわき地先の共同漁業、相双会場では双葉郡以北地先の共同漁業及び相馬市地先の区画漁業が主体になります。 公述者となり得る者の範囲については、いわき会場が①共同漁業権を有する者、②いわき市内の各漁業協同組合関係者、③相馬双葉漁業協同組合富熊地区関係者、④その他利害関係のある者、相双会場が①共同漁業権又は区画漁業権を有する者、②相馬双葉漁業協同組合関係者、③その他利害関係のある者でございます。 担当海区委員につきましては、会長については両会場、いわき地区在住委員についてはいわき会場、相双地区在住委員については相双会場、いわき又は相双地区に在住していない委員につきましてはどちらか一方に対応していただければと考えます。 4の公述者の手続きについては、公述希望者には公聴会開会5日前までに資料93ページの公述申請書等により発言要旨を提出してもらうこととしております。 5の公述者の選定については、手続規程で委員会が選定することとなっておりますので、公聴会当日の開会15分前に集合していただき、出席委員により公述申請書等を提出した方の中から選定していただくこととしております。 6の公聴会の次第については、資料の94ページを御覧ください。開会后、主宰者あいさつ、知事部局からの漁場計画についての説明、事務局からの公述者に対する注意事項の説明、公述者の公述、公述者に対する委員の質疑、そして閉会という順を予定しております。 つづきまして、資料の91ページにお戻りください。 公聴会開催の告示案については、本資料のとおりでございます。 今後の事務手続の中で告示案に対して文書法務事務上の修正等が加えられる場合もありますので、委員の皆様には御了承をお願いしたいと思います。また、次回の海区委員会で、公聴会の結果を報告し、答申内容に関して御審議いただくことを予定しております。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)

議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第 9 号「公聴会の開催について（福島海区漁場計画関係）」委員会告示案及び開催要領案により実施することに賛成の委員の挙手を求めます。賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第 9 号は案のとおり開催することに決定いたします。

(2) 報告事項

報告事項 ア 漁業権に係る資源管理状況等について

議 長	続きまして、報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」知事部局から説明願います。
石田課長	報告事項ア 漁業権に係る資源管理状況等について御報告いたします。 資料 100 ページをお開きください。 令和 5 年 1 月 11 日付け 4 生流第 3642 号で、知事から貴委員会へ報告しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしくお願いいたします。
成 田 主 任 主 査	はい、議長。 水産課成田です。 報告事項アの内容について御説明いたします。 資料 101 ページをお開きください。 1 の概要を御覧ください。 今回の報告は、漁業法第 90 条第 2 項及び漁業法施行規則第 28 条第 3 項に基づき、知事から貴委員会へ報告するものです。 令和 2 年に改正後の漁業法が施行され、漁業権の免許を受けている者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業権漁業における資源管理の状況や漁場の活用状況について、1 年に 1 回以上、知事に報告することが義務付けられました。 また、報告を受けた知事は、その内容を確認し、意見を付して海区漁業調整委員会に報告することとされました。 3 の報告方法を御覧ください。 県から漁業権者である漁業協同組合に対し、報告について通知した内容となっております。 今回の報告の対象期間は、(3)に記載しているとおり、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までとなっております。

次に、4の報告内容を御覧ください。

(1)から(5)に掲げる項目が、漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第2項に規定されている漁業権者が知事に対し報告しなければならない事項です。

これらの内容について、漁業権者であるいわき市漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合及び相馬双葉漁業協同組合から報告を受けた内容を取りまとめたものが、本日お配りしたA3横の表になります。

事前にお配りした資料102ページから105ページにもお示ししておりましたが、区画漁業権についての報告の表が抜けておりましたので、こちらの資料に差替えをお願いします。

なお、漁業権者からの報告を取りまとめたものについては、水揚げ量や金額が記載されており、その内容は漁業の経営内容に係るものでありますので、資料102ページから105ページ及び本日差替えて配布した資料は委員限りといたします。

県は、報告を受けた内容を踏まえ、漁業権の活用状況や漁場の利用状況を確認し、漁業権漁場が「適切かつ有効」に活用されているか判断するものとされております。

なお、判断基準は、令和2年6月30日付け2水管第499号で国から通知がありました「海面利用制度等に関するガイドライン」に示されております。

「適切」の判断基準としては、漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要です。

「有効」の判断基準としては、漁場利用において、合理的な理由がないにもかかわらず、漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要です。

この判断基準に照らし合わせ、報告を受けた内容を確認しましたところ、いずれの漁場においても適切に活用されていると判断いたしました。

漁場の利用がない箇所については、令和3年3月末で試験操業が終了し、現在は本格的な操業拡大に向け取り組んでいる状況で、今回の報告対象期間において漁業者との調整を行っているところであること、また、原子力災害の影響により、漁場が操業を自粛している海域、具体的には、福島第一原子力発電所から半径10km内にあるため利用できないとの報告を受けております。

これらの漁場においては、漁場利用の実態がない合理的な理由があると認め、有効に活用されていると判断いたしました。

資料100ページにお戻りください。

これまで御説明した内容を踏まえ、知事から貴委員会に対し、下記のとおり、いずれの漁業権漁場においても適切かつ有効に活用されていることを御報告いたします。

	報告事項アの説明は以上です。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項 イ 漁業生産力の発展に関する計画について

議 長	続きまして、報告事項イ「漁業生産力の発展に関する計画について」知事部局から説明願います。
石田課長	報告事項イ 漁業生産力の発展に関する計画について御報告いたします。 資料１０６ページをお開きください。 令和５年１月１１日付け４生流第３６４３号で、知事から貴委員会へ報告しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしく願います。
成田主任主査	はい、議長。 水産課成田です。 報告事項イの内容について御説明いたします。 資料１０７ページをお開きください。 １の概要を御覧ください。 今回の報告は、漁業法及び漁業法施行規則に基づき、団体漁業権を有する漁業協同組合が行う漁業生産力を発展させるための計画の作成及び点検並びに点検結果の知事への報告について、貴委員会に報告するものです。 この手続については、令和２年に改正後の漁業法が施行されたことにより、漁業権者に対し新たに義務付けられた手続となっております。 なお、この計画に関して、知事から海区漁業調整委員会への報告は法定ではありませんが、漁業権漁場の活用に関する内容でありますので、この場で御報告いたします。 まず、漁業生産力の発展に関する計画について御説明します。 資料１０８ページを御覧ください。 計画に関する根拠法令を参考としてお示ししております。 漁業法第７４条第１項に、漁業権者の責務として、漁業法の目的である水面の総合的な利用及び漁業生産力の発展のため、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用することが規定されました。 漁業生産力の発展に関する計画は、漁業権者がこの責務を果たすことができるよう作成するもので、作成した計画について定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされております。 計画に定める事項は、漁業法施行規則第２６条第２項に規定さ

	れております。 また、漁業法施行規則第26条第3項の規定に基づき、漁業協同組合は、1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を知事に提出するものとされております。 なお、計画は、総会又は総代会の決議を経て決定されます。 点検は、総会、総代会、理事会等で行うものとされており、理事会で点検した場合には、総会又は総代会において報告するものとされております。 資料107ページにお戻りいただき、下の表を御覧ください。 漁業権者における計画の作成、点検、知事への報告書の提出状況について御説明します。 漁業権者であるいわき市漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合、相馬双葉漁業協同組合において、それぞれが有する漁業権漁場を対象とした計画を作成しております。 作成した計画は、それぞれ総会又は総代会の決議を経て県に提出されております。 また、点検については、それぞれ理事会で行われ、総会又は総代会で報告するとともに、点検結果を記載した報告書が県に提出されており、法に基づく手続が適切になされていることを御報告いたします。 報告事項イの説明は以上です。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 ウ 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について	
議 長	続きまして、報告事項ウ「全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	報告事項ウ 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について御説明いたします。 資料の109ページをお開きください。 本会議は、毎年持ち回りで開催されているもので、今年度は神奈川県が開催県となっております。今回は、新型コロナウイルスの感染防止の観点からWEB会議となりました。11月8日に開催され、本県からは、水産会館において、今野会長ほか事務局3名が出席しております。 議事としては、令和5年度総会に向けた要望事項、各ブロック新規要望提案、次年度開催海区についての3議題でございます。

	110ページをお開きください。本県から提案した遊漁に関する要望事項について、原案のとおり要望することとなりましたので御報告します。 次のページには、ブロック会議の開催順が記載されております。令和5年度は静岡県で開催することが決定されました。 その他、情報交換ということで、今回は各県の遊漁関連の課題と調整について情報交換しました。資料の112ページから、各県の状況について記載されておりますので参考にいただければと思います。漁業と遊漁の調整については、各県とも課題があるとのことでした。今後、海区委員会でも課題について検討していく必要があると思います。 以上で説明を終わります。なお、会議の内容について詳細な資料を御希望される場合は、後ほど事務局までお申し付けください。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 エ 第38回太平洋広域漁業調整委員会、第30回太平洋北部会の結果について	
議 長	続きまして、報告事項エ「第38回太平洋広域漁業調整委員会、第30回太平洋北部会の結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	報告事項エ 第38回太平洋広域漁業調整委員会、第30回太平洋北部会の結果について御説明いたします。 資料の117ページをお開きください。 本会議は11月28日にWEBで開催され、本県からは委員であります鈴木委員と事務局の私が出席いたしました。 会議は北部会と本会議に分かれております。 まず、北部会ですが、ここでは沖合性カレイ類やマダラ等の資源状況について水産研究所から説明があり、水産庁から資源管理の状況について説明がありました。 関係する箇所を抜粋しましたが、118ページを御覧ください。 サメガレイは資源水準が低位、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアコウは高位であることが報告されました。 また、次のページには保護区の設定等、資源管理の状況について説明がありました。 次に本会議ですが、資料の120ページをお開きください。ここではマサバの資源状況の説明、太平洋クロマグロの委員会指示等について協議されました。

	資料の１２１ページを御覧ください。 太平洋クロマグロについては、平成２５年以降は、広域漁業調整委員会の指示により、承認制漁業となっております。現行の承認期間は令和５年３月３１日までのため、今回、更新の手続となったものでございます。 次に、資料１２６ページをお開きください。 水産庁から、今後のＴＡＣ魚種拡大について説明がありました。以上で説明を終わります。なお、会議の内容について詳細な資料を御希望される場合は、後ほど事務局までお申し付けください。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項 オ 宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

議 長	続きまして、報告事項オ「宮城・福島海区漁業調整委員交流会について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	報告事項オ 宮城・福島海区漁業調整委員交流会について御説明します。 資料の１２７ページをお開きください。 両海区委員の相互理解、信頼関係の醸成を図るため、平成１３年度以降、ほぼ毎年開催されてきました。資源回復計画、漁業経営対策、漁場利用等について、震災後は復興の取組等について両県から話題提供があり情報交換が行われてきました。 直近の開催は、令和２年１月２０日に福島市で開催され、その後は宮城県開催の予定でしたが、令和２、３年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため延期となっております。令和４年度も宮城県開催で予定されていましたが、令和４年１１月３０日に宮城海区漁業調整委員会事務局から、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、令和４年度は延期したいとの連絡がありましたので、次年度に延期したいと考えております。 以上で御説明を終わります。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

6 閉会

議 長	これで予定された議題については終了しました。これをもちまして、第２２期第１１回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。
-----	---

令和5年1月24日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光 

議事録署名人 : 山下 博行 

議事録署名人 : 久保 幸子 